

## 議案第40号

さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

### さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市衛生関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第312号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>事務の種類</th><th>手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～31 [略]</td><td></td></tr><tr><td>32 医薬品医療機器等法 第14条第13項の規定 による薬局製造販売医薬 品の製造販売の承認事項 の一部変更の承認の申請 に対する審査</td><td>[略]</td></tr><tr><td>33～56 [略]</td><td></td></tr></tbody></table>	事務の種類	手数料の額	1～31 [略]		32 医薬品医療機器等法 第14条第13項の規定 による薬局製造販売医薬 品の製造販売の承認事項 の一部変更の承認の申請 に対する審査	[略]	33～56 [略]		<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>事務の種類</th><th>手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～31 [略]</td><td></td></tr><tr><td>32 医薬品医療機器等法 第14条第15項の規定 による薬局製造販売医薬 品の製造販売の承認事項 の一部変更の承認の申請 に対する審査</td><td>[略]</td></tr><tr><td>33～56 [略]</td><td></td></tr></tbody></table>	事務の種類	手数料の額	1～31 [略]		32 医薬品医療機器等法 第14条第15項の規定 による薬局製造販売医薬 品の製造販売の承認事項 の一部変更の承認の申請 に対する審査	[略]	33～56 [略]	
事務の種類	手数料の額																
1～31 [略]																	
32 医薬品医療機器等法 第14条第13項の規定 による薬局製造販売医薬 品の製造販売の承認事項 の一部変更の承認の申請 に対する審査	[略]																
33～56 [略]																	
事務の種類	手数料の額																
1～31 [略]																	
32 医薬品医療機器等法 第14条第15項の規定 による薬局製造販売医薬 品の製造販売の承認事項 の一部変更の承認の申請 に対する審査	[略]																
33～56 [略]																	

## 附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。